

「松本市空き家等の適正管理に関する条例の一部改正の骨子（案）」とは？



意見募集期間：

令和4年11月16日から令和4年12月15日

Q どんな内容なの？

空き家等を適正に管理してもらうための条例（「松本市空き家等の適正管理に関する条例」）の一部を改正します。

<主な改正点>

- ・「空家等対策の推進に関する特別措置法」と用語等の整合を図ります（空き家を空家など）
- ・「空地」を新たに規定します
- ・緊急安全措置※を新たに規定します

※緊急安全措置とは？

著しい管理不全の空き家又は空地を放置することにより、市民の生命や財産に重大な損害が生じるおそれがある緊急の場合に、市が最低限度の措置を行います。

Q 市民生活にどんな影響を与えるの？

- ・空き家又は空地が著しく管理不全の状態にあり、皆さんの生命や身体や財産に危害が加わりそうな緊急の時に、所有者に代わって、市が早めに最小限の応急措置をとることができるようになります
- ・緊急安全措置が行われた場合、かかった費用を請求されることがあります

ご意見
お待ちしております！

